

令和 5 年 8 月 1 日

児童虐待相談件数は過去最多を更新

～京都府児童相談所における令和 4 年度児童虐待相談等の状況について（速報値）～

- 京都府では、京都府児童相談所（家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所）における令和 4 年度の児童虐待相談等の状況を取りまとめましたのでお知らせします。
- 相談受理件数は 2,721 件（前年度比 105.6%）となり、過去最多を更新しました。

※京都市児童相談所分は別途京都市から発表

1 児童虐待相談の状況

（1）相談受理件数（令和 4 年度中に児童相談所が虐待通告を受け付けた件数）

2,721 件（前年度より 145 件増 前年度比 105.6%）

年度	30	元	2	3	4
府内 3 児相合計 （前年度比）	2,104 (126.5%)	2,547 (121.1%)	2,448 (96.1%)	2,576 (105.2%)	2,721 (105.6%)

▶ 平成 30 年度に 2,000 件を超えて以降、微増傾向が続いている。

（2）通告経路

- ① 警察 1,536 件（前年度より 123 件増 前年度比 108.7% 構成率 56.4%）
 ② 近隣・知人 265 件（前年度より 28 件増 前年度比 111.8% 構成率 9.7%）
 ③ 市町村 179 件（前年度より 57 件減 前年度比 75.8% 構成率 6.6%）

▶ 警察からの通告が過半数以上を占める。

▶ 児童虐待に対する社会的な関心の高まりにより、近隣・知人からの通告が増加した。

（3）虐待の種類

- ① 心理的虐待 1,675 件（前年度より 4 件増 前年度比 100.2% 構成率 61.6%）
 ② 身体的虐待 574 件（前年度より 37 件増 前年度比 106.9% 構成率 21.1%）
 ③ ネグレクト 447 件（前年度より 99 件増 前年度比 128.4% 構成率 16.4%）

▶ 子どもの面前での暴力（面前DV）や、泣き声や怒鳴り声といった心理的虐待通告が過半数以上を占め、次いで身体的虐待通告が多い。（例年と同傾向）

▶ ネグレクト通告が増加した。

（4）主たる虐待者

- ① 実母 1,278 件（前年度より 42 件増 前年度比 103.4% 構成率 47.0%）
 ② 実父 1,232 件（前年度より 85 件増 前年度比 107.4% 構成率 45.3%）

▶ 虐待者が実親となるケースが多く、9割以上を占めている（例年と同傾向）

（次頁あり）

2 児童虐待相談件数の内訳

(1) 相談受理件数の年次推移

	R2	R3	R4
家庭支援総合センター	585	624	691
南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	1,262	1,255	1,384
北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	601	697	646
合計	2,448	2,576	2,721

(2) 経路別受理状況

	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保健所	医療 機関	児童 福祉 施設	警察	学校等	その他		合計
													きょうだい 受理	
R2	91	43	258	16	237	1	1	20	14	1,281	34	452	214	2,448
R3	121	29	237	14	236	0	2	21	13	1,413	42	448	246	2,576
R4	105	34	265	16	179	3	2	26	18	1,536	31	506	294	2,721
構成率 (R4)	3.9%	1.2%	9.7%	0.6%	6.6%	0.1%	0.1%	1.0%	0.7%	56.4%	1.1%	18.6%		100%

(3) 主たる虐待者

	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R2	1,018	103	1,249	46	32	2,448
R3	1,147	119	1,236	22	52	2,576
R4	1,232	155	1,278	12	44	2,721
構成率 (R4)	45.3%	5.7%	47.0%	0.4%	1.6%	100%

(4) 虐待の種類

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R2	507	27	475	1,439	2,448
R3	537	20	348	1,671	2,576
R4	574	25	447	1,675	2,721
構成率 (R4)	21.1%	0.9%	16.4%	61.6%	100%

(5) 年齢別虐待内容別分類

	0～2歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	134	100	162	99	79	574
性的虐待	0	2	5	8	10	25
ネグレクト	91	108	151	55	42	447
心理的虐待	345	401	526	249	154	1675
合計	570	611	844	411	285	2721

3 相談対応件数 (令和4年度中に児童相談所が援助方針を決定した件数)

2,862件 (前年度より357件増 前年度比114.3%)

※相談を受理してから調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

4 被措置児童等虐待の状況（施設等に入所している児童等に対する虐待のこと）

○被措置児童等虐待の事実があったと認定した件数（通告受理件数）

1 件（2 件）

○事案の概要

施設種別 児童相談所（一時保護所）

被害児童 高校生他年齢女児

虐待類型 身体的虐待（指導の際に児童の衣服を掴み、転倒させてしまったもの）

虐待を行った職員 児童指導員

○府が講じた措置

以下の点について、改善計画書の策定及び虐待防止の措置を講じることを指示。

①権利擁護への再認識

②被措置児童等に対する知識・技術の習得

③児童への指導時におけるフォロー体制の確立

④発見から通告に至る対応の組織体制の確立

5 本府における児童虐待施策の主な取組※丸数字は年度

▶ 京都府警と情報共有に関する協定を締結⑩

虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の3者で協定を締結し、情報共有の体制を強化

▶ 「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置②

児童虐待とDVが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などにより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに3名配置

▶ 「京都府子どもを虐待から守る条例」の施行④

令和2年10月に「児童虐待防止強化対策検討会」を設置し、改めて虐待防止に向けて取り組む起点となるよう条例を制定（4月1日施行）

▶ 児童相談所への児童福祉司等の増員④

平成29年度から計画的に増員し、6年間で児童福祉司と心理判定員あわせて34名（④6名増員）の大幅な増員

▶ 性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携強化④

性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）の24時間対応を令和4年4月から開始し、性的虐待相談への対応体制を充実

▶ SNS相談体制の整備④

虐待を受けている子どもや子育てに悩みを抱える保護者等が、より相談しやすい環境をつくるため、SNS相談の体制を整備

▶ 子どもの意見表明支援体制の整備④

児童相談所で一時保護している子どもの権利を守るため、児童相談所職員以外の第三者が子どもの意見を聞き取り、子どもの意見表明をサポートする体制の整備を開始

▶ 児童相談所における第三者評価の実施⑤

児童相談所の支援環境の向上及び改善を図るため、その業務の質について第三者による評価を実施

【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部家庭支援課

課長

能勢

電話 075-414-4592

